

決 定 書

戸田市氷川町 1-12-15

異議申出人 今澤雅一

上記異議申出人が令和 3 年 2 月 15 日付けで提起した同年 1 月 31 日執行の戸田市議会議員一般選挙における法第 206 条に基づく当選の効力に関する異議の申出について、本委員会は、次のとおり決定する。

主 文

令和 3 年 1 月 31 日執行の戸田市議会議員一般選挙において、スーパークレイジー君こと西本誠を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、スーパークレイジー君こと西本誠の当選を無効とする。

異議申出の要旨及び理由

- 1 要旨 異議申出人は、令和 3 年 1 月 31 日執行の本件選挙における当選人スーパークレイジー君こと西本誠の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。
- 2 理由
  - (1) 本件選挙における選挙権は、引き続き戸田市に 3 箇月以上住所を有しなければならない。
  - (2) 住所を有するとは、転入届を行い住民基本台帳に記録されるにとどまらず、実際に居住していることが必要である。
  - (3) スーパークレイジー君こと西本誠は、戸田市に居住の実態がないと考えられる。

争 点

市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のものが有するとされ（法第 10 条第 1 項第 5 号）、市町村の議会の

議員の選挙権は、日本国民たる年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第 9 条第 2 項）。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き 3 箇月（令和 2 年 10 月 31 日から令和 3 年 1 月 31 日まで）以上戸田市に住所を有していたかどうか、という点である。

### 用語について

本決定で使用する用語は、次のとおりである。

- (1) 当選人 スーパークレイジー君こと証人西本誠

（住民基本台帳の登録状況）

生年月日 □年□月□日

住所（現住所地）

戸田市上戸田△丁目

前住所（本市前住地）

戸田市上戸田○丁目

従前住所（旧住所地）

東京都中央区・・・

住民となった日 令和 2 年 10 月 5 日

転居日 令和 3 年 2 月 4 日

続柄 世帯主

- (2) 当選人の妻 証人 A

住所（旧住所地）東京都中央区・・・

- (3) 居住届出者 当選人と同じ本市前住地に住民登録していた証人 B

（住民基本台帳の登録状況）

生年月日 □年□月□日

住所（本市前住地）

戸田市上戸田○丁目

前住所

戸田市・・・

従前住所 熊本県・・・

住民となった日 平成□年□月□日

転居日 平成 31 年 3 月 4 日

続柄 世帯主

転出先 熊本県 . . .

転出日 令和 3 年 2 月 5 日

- (4) 賃貸契約者 居住届出者の親族である C
- (5) 法 公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号)
- (6) 旧住所地 当選人が以前居住しており、現在も妻と子が住んでいる、東京都中央区 . . .
- (7) 本市前住地 当選人の住民登録が令和 2 年 10 月 5 日から令和 3 年 2 月 4 日までであった、戸田市上戸田○丁目
- (8) 現住所地 当選人が令和 3 年 2 月 5 日以後住んでいる、戸田市上戸田△丁目
- (9) 本件選挙 令和 3 年 1 月 31 日執行の戸田市議会議員一般選挙
- (10) 選挙運動期間 令和 3 年 1 月 24 日から 1 月 30 日まで
- (11) 本委員会 戸田市選挙管理委員会

### 当選人から聴取した事項

当選人からの主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 居住届出者が住んでいた本市前住地のアパートの部屋の鍵を居住届出者から預かり、居住届出者の代わりに本市前住地において令和 2 年 10 月上旬から 1 人で生活した。その間、居住届出者は、当選人の関係する新宿歌舞伎町の店でアルバイトをさせ、寮に住まわせていたので、居住届出者が本市前住地で寝泊まりすることはなかった。
- 2 過去の事情により当選人の名義では契約ができないため、後輩の従業員 (居住届出者) が居住している本市前住地のアパートに居住した。部屋の名義は、居住届出者のまま、変更しなかった。居住届出者が実家の九州に帰るか北海道に行くためにアパートを引き払う予定があったので、居住届出者には嫌がられたが頼んで 1 月 31 日まで住めるように契約を延ばしてもらった。
- 3 本市前住地には 10 月上旬以降は当選人のみが居住した。当選人と居住届出者は同居しなかった。

- 4 光熱水費にかかる各種契約は居住届出者名義のまま、当選人に名義変更はしていない。
- 5 居住に必要な家具や家電は、居住届出者が使用していたものを、引き続き使用することとしたが、布団については購入した。引っ越し業者は利用していない。
- 6 家賃については、居住届出者に月々55,000円を直接渡しており、光熱水費分についても別に渡していた。弁護士に相談の上、居住届出者との間で記録をとっている。契約書は交わしていない。(その後、本主張と相違するが、3月16日に契約書が提示されたため、写しをとった。また、4月5日に領収書の写しが提出された。)
- 7 生活状況としては、決まった行動パターンはなく夜型の生活である。基本的に本市前住地で寝泊まりしており、外泊は月に1~2回程度。夜に行動することが多く、おおむね午前中は寝ていた。
- 8 食事については、あまり自炊は行わず、コンビニエンスストア等で購入したものを電子レンジで温めて食べるか、外食をしていた。
- 9 入浴については、週に3回程度、シャワーを使用していた。
- 10 洗濯は主にコインランドリーで行っていたが、本市前住地においてもたまに行っていた。
- 11 暖房器具はエアコンを使用していた。
- 12 表札は掲出していない。
- 13 固定電話は契約しておらず、インターネット環境はポケットWi-Fiを利用していた。
- 14 新聞は興味がないため、とっていない。
- 15 移動手段としては、妻名義の自家用車2台を利用しており、付き人が運転しているが、自身が運転することもある。駐車場については、近隣の時間貸し駐車場を利用したり、ファミリーレストランの駐車場を利用したりしていた。
- 16 運転免許証の住所変更については、「埼玉県」の表記になってしまうことに抵抗があるため、変更していない。
- 17 旧住所地には、妻と子1人が居住している。子の行事があるときや都内に用事があるときは旧住所地に立ち寄ることもあった。
- 18 聴取時に居住実態を証明する物証の提出を求めたところ、当選人は、「自身

の立候補の経過から居住実態に疑義が出されること、異議申出も十分あると  
考えて、それを想定して証明できるよう準備もしていた」と申述しており、  
本市前住地に届いた郵便物を物証として、次の書類の提出があった。(本人同  
意のもと写しを取り、原本は返却済み)

- ・当選人名の「戸田市議会議員一般選挙投票所入場券」
- ・居住届出者名の「上・下水道使用料金納付書兼領収証書(10月～11月分)」
- ・居住届出者名の「上・下水道使用料金納付書兼領収証書(12月～1月分)」
- ・居住届出者名の「上・下水道使用料金納付書兼領収証書(1月分)」

- 19 本市前住地で寝泊まりしなかったのは、選挙運動期間中の1月24日から  
1月31日まで、目立つので、運動員とともに友人が借りた戸田市内の別の  
家にいたことと、年末年始に宮崎に帰省したとき、及び遠方での音楽活動  
のときである。
- 20 令和2年7月5日執行の東京都知事選挙で名前を売って、本件選挙で当選  
を目指した。異議申出は予想していたので、コンビニエンスストアの防犯  
カメラの映像を提供できる。また、時間貸駐車場のカメラの映像も提供で  
きる。(その後これらの映像の提出を求めたが当選人からの提出はなかつ  
た。)
- 21 家族と共に戸田市に転入しなかった理由は、子の学校があるためと、妻の  
仕事のためである。
- 22 本市前住地に住所を移してからは、おそらく旧住所地で寝泊まりしたこと  
はない。
- 23 戸田市で地域活動はしていない。
- 24 当選してからは月曜から金曜まではひとりで戸田におり、仕事が休みの日  
に子のいる旧住所地に帰る。
- 25 旧住所地の賃貸契約の名義は当選人の名義である。妻の名義に変更はして  
いない。
- 26 本市前住所地の近所で知り合いはあまりいない。あまり友達を作らないよ  
うにしている。友達を作りに来ているわけではない。
- 27 戸田市内で現金自動預払機(ATM)は何回か使ったことがある。戸田公園駅  
前の三菱UFJ銀行である。
- 28 中央区の郵便局に対し、旧住所地から本市前住地への郵便物の転送届は出  
していない。郵便物については、届いているものもあるが、届いていない

ものもあった。

- 29 旧住所地には当選人が不在で、当選人の妻も夜の仕事があることから、子の面倒を見るため妹が旧住所地に通っており同居のような生活をしている。
- 30 携帯電話及び自動車は、当選人の名義ではない。当選人の名義のもので証明できるものがあまりない。

### 当選人の妻から聴取した事項

当選人の妻（証人A）からの主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 当選人が住所を移した理由は戸田市議会議員一般選挙に立候補するためである。旧住所地から仕事上の部下が住んでいる本市前住地に転出した。当選人は今後においても戸田市に住むと聞いている。単身赴任である。
- 2 本市前住地に転入したのは当選人のみであり、当選人の妻及び子については都合により、引き続き、旧住所地に住所を有している。
- 3 戸田市へ転出後、当選人は旧住所地で寝泊まりしたことはない。来たことも数回程度だが、来てすぐ戻るような感じだった。
- 4 当選人の妻が本市前住地で寝泊まりしたことはない。ただし、本市前住地の前まで来て、荷物を渡すことはあった。
- 5 居住届出者の名前は知っており、1～2回程度会ったことがあるが、詳しいことはわからない。当選人の仕事関係については、基本的に関わらないようにしている。
- 6 生計は、基本的に当選人とは別にしている。本市前住地に関する賃貸契約や光熱水費の契約、それぞれの支払いについては把握していない。
- 7 車は2台所有しており、当選人と共用している。駐車場の契約は戸田市にはなく、旧住所地で契約している。

### 居住届出者から聴取した事項

居住届出者（証人B）からの主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 本市前住地には平成31年3月4日から居住しており、令和3年2月5日に転出の届出を行った。
- 2 当選人とは、友人・先輩という間柄であり、共通の友人を介して、2年ほ

ど前に知り合った。

- 3 北海道の大学に進学することから、令和2年8月頃から引っ越しを考えていたことを、戸田市内に住むところを探していた当選人が知り、当選人に部屋を引き渡すことになり、双方が合意し、9月末には部屋の鍵を当選人に渡した。
- 4 鍵を渡した後、当選人がいつから住んでいるかはわからない。
- 5 部屋の賃貸契約をしていたのは居住届出者(実際は賃貸契約者)であるが、部屋の引き渡しに当たっては名義変更していない。家主や不動産会社に転貸については連絡していない。
- 6 最終の契約期間は平成31年1月から令和2年12月であったが、当選人の希望があったため、1箇月延長した。
- 7 光熱水費に係る各種契約の名義変更はしておらず、契約名義は居住届出者である。
- 8 家賃や光熱水費の支払いについては、当選人が負担することとし、当選人から覚書のようなものを受け取った。家賃等は現金で直接渡されていた。当初は両者間で領収書のやり取りもあったが、途中からやらなくなった。
- 9 家賃、光熱水費の支払い方法は、居住届出者の口座から引き落としであった。
- 10 部屋の引き渡し後は、当選人の関係する店でアルバイトをしながら、店の寮がある新宿歌舞伎町を中心に寝泊まりしており、戸田市内のアルバイトも継続していたため、友人宅に泊まることもあった。社員寮では家賃は払っておらず、社員寮を含めて、本市前住地以外の場所に居住していたことを証するものはない。
- 11 当選人に部屋を引き渡し後、居住届出者が本市前住地で寝泊まりすることはなかった。
- 12 当選人とは月に1回程度会っており、家賃等はその時に受け取っていた。会った場所はアルバイト先や本市前住地などである。
- 13 部屋の引き渡し前の生活状況は、アルバイトを複数しており、あまり自宅にはおらず、自宅にいるときも決まった時間での生活はしてはいなかった。
- 14 大型バイクと中型バイクの計2台を所有している。大型バイクは戸田駅前に駐車場を借りていたが、中型バイクは日常の移動手段として使用しており、駐車場は借りておらず、本市前住地の前に路上駐車していた。
- 15 当選人に部屋を引き渡す前から、2週間程度外泊することがあった(令和

2年5月及び8月)。

- 16 家具や家電としては、自ら持ち込んだものとして、洗濯機、冷蔵庫、ガスコンロ、テーブル、カラーボックス、ソファベッド及びテレビがあった。照明器具とエアコンについては部屋に備え付けてあった。当選人に部屋を引き渡した際、これら家具等は持ち出しせず、そのまま残置した。
- 17 食事については、住み始め当初は自炊していたが、アルバイト先のコンビニエンスストアの弁当等を食べる機会が増えていた。
- 18 入浴については、基本的にシャワーを使用していた。洗濯は週に1回程度行っていた。
- 19 表札は掲出してなかったが、郵便物は届いていた。当選人に部屋を引き渡した後は、郵便物を受け取るために本市前住地に立ち寄ることがあった。
- 20 固定電話は契約しておらず、新聞は住み始めたころに取っていたが、部屋を出た頃はすでに解約していた。
- 21 旅行等に出かけていた期間もあった。
  - 10月のうち約1週間：熊本県
  - 11月のうち数日：山梨県
  - 11月のうち数日：北海道
- 22 本市前住地の賃貸契約終了後、居住届出者が持ち込んで残置していた家具等は友人に預かってもらったり、譲渡したりして、転出先に送ることはしなかった。
- 23 北海道への転居先が決まっていなかったため、実家のある熊本に一旦戻ることにした。ただし、4月からは北海道での大学生活が始まるため、それまでには北海道に転居する予定である。

### 本市前住地の物件の概要

本市前住地は以下のとおりである。

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 物件名称 | ・・・                                  |
| 間取り等 | 1K 約20㎡                              |
| 契約関係 | 居住届出者の親族であるC（賃貸契約者）と<br>不動産会社Dとの間の契約 |
| 契約内容 | 賃貸契約者 C（居住届出者Bの親族）                   |



居住人は居住届出者であるB

契約期間 平成31年1月11日から令和3年1月10日まで

入居期間 平成31年1月11日から令和3年1月31日まで

入居条件

2人入居不可、部屋駐車場なし、バイクの駐車不可

2人以上が入居することや入居者（居住届出者）以外の者が入居することは契約違反行為となる。

その他

不動産会社Dは、定期的に巡回清掃を行っているが入居者との接触については把握していない。

同社は、物件に係るトラブル、苦情、漏水・漏電・ガス漏れが発生したということは把握していない。

退去の立会人は賃貸契約者、居住届出者及び当選人のいずれでもない、居住届出者の友人を名乗る第三者だった。

### **賃貸契約者への調査の経過について**

賃貸契約者（証人Bの親族であるC）から聴取を試みるため、レターパックにより物件提出依頼を送付したところ、配達記録によるとレターパックは届いたが賃貸契約者からは一切連絡がない。

このため、賃貸契約者から直接物件の提出又は証言を得ることができなかった。

なお、賃貸契約者に対する調査に関連し3月26日付けで当選人から「なぜ自分に断りなく賃貸契約者に直接物件提出依頼をしたのか、今後は調査には一切協力しない。」との電話連絡があった。

## **決定の理由**

### **1 調査・審議の経過**

本委員会は、本件異議申出について、令和3年2月16日に審査した結果、形式的要件を備えていると認め、これを受理した。

実質的審理に当たっては、申出人を始め必要とする関係者に証拠書類等の提出を求めた。

特に、当選人、居住届出者に対しては、居住の実態を明らかにするための客

観的事実を証するものとして有効と思われる資料をリスト化した「物件提出一覧」を提供し、これをチェックリスト代わりにして客観的事実を示す証拠書類を効率的に準備できるようにするなど、調査を確実かつ円滑に実施できるような配慮を行った。

また、当選人及び関係者について法第 212 条の規定に基づく出頭及び証言を求めた。

さらに、本市前住地の周辺住民から聞き取り調査等も行うなど、調査に万全を期した。

しかしながら、当選人からの物件の提出が滞ったため、文書や電話等で期限を定めて督促を行ったが、物件提出一覧の提出はなく、物件そのものの提出も物件提出一覧に掲げるもののほんの一部に限られた。

その後、3月26日付で当選人から電話があり「今後は調査には一切協力しない」との申し出があったため、物件提出一覧と物件の提出を求めることを断念せざるを得ない状況となった。

また、賃貸契約者（証人Bの親族であるC）から聴取を試みるため、レターパックにより物件提出依頼を送付したところ、配達記録によるとレターパックは届いたが賃貸契約者からは一切連絡がなかった。

このため、賃貸契約者からの物件の提出又は証言を得ることができなかった。

こうした状況の中で調査は困難を極めたが、調査で得られた証言や物証などを丁寧に分析し慎重な審議を行った。

## 2 本委員会が認定した事実

- (1) 当選人は、令和2年10月5日を転入日として旧住所地から本市前住地に転入した旨を同日届け出たものである。
- (2) 前号の届け出に際し、同じ住所に居住届出者の住民登録があることについて、生計は別である旨の申出を行っている。
- (3) 本市前住地の土地建物の管理者は不動産会社Dで、本市前住地に係る賃貸契約は、同社と賃貸契約者との間で締結されていた。居住届出者は契約はしておらず入居していただだけである。
- (4) 前号により、当選人に関して、不動産会社Dは関知していない。
- (5) 本市前住地の部屋は、定員1人であった。

- (6) 当選人は、本件選挙の執行に伴う選挙人名簿への登録に際し、登録基準日（令和3年1月23日）に法第22条第2項の規定に基づき、選挙人名簿に登録されたものである。
- (7) 当選人は、本件選挙の立候補に際して「スーパークレイジー君」の通称認定の申請を本件選挙の選挙長に対し行い、認定されたものである。
- (8) 旧住所地及び本市前住地における不動産賃貸、光熱水費の契約名義は、次のとおりである。

ア 各種契約の名義一覧

契約項目	旧住所地	本市前住地
不動産賃貸	当選人	賃貸契約者
電気	当選人	居住届出者
ガス	当選人	居住届出者
水道	当選人	居住届出者

旧住所地に関し、契約関係はすべて当選人が名義となっていた。

本市前住地に関し、当選人が名義となる契約関係は一切無かった。

- (9) 本市前住地における電気、ガス及び水道の使用状況は、次のとおりである。これらはいずれも居住届出者名義である。

ア 電気使用量

使用期間	使用量(kwh)	前年同期間	前年使用量(kwh)
R2. 2	174	—	—
R2. 3	156	—	—
R2. 4	109	—	—
R2. 5	68	—	—
R2. 6	95	—	—
R2. 7	121	—	—
R2. 8	157	—	—
R2. 9	228	R1. 9	162
R2. 10	121	R1. 10	194
R2. 11	71	R1. 11	158

R2.12	86	R1.12	181
R3.1	175	R2.1	159

電気の使用量については、当選人が本市前住地に転居したと主張している令和2年10月上旬よりも前と後の使用状況の比較をしたところ、増えている月は1月のみで、減っている月が10月、11月及び12月である。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、一人世帯の1箇月あたりの平均使用量は186Kwhであり、これと比較すると使用量は少ないと認められる。

#### イ ガス使用量

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )	前年同期間	前年使用量(m <sup>3</sup> )
R2.2	9	—	—
R2.3	10	—	—
R2.4	9	—	—
R2.5	8	—	—
R2.6	9	—	—
R2.7	9	—	—
R2.8	6	—	—
R2.9	3	R1.9	6
R2.10	5	R1.10	9
R2.11	8	R1.11	12
R2.12	10	R1.12	7
R3.1	9	R2.1	10

ガスの使用量については、当選人が本市前住地に転居したと主張している令和2年10月上旬よりも前と後の使用状況の比較をしたところ、増えている月は12月のみで、減っている月が10月、11月及び1月である。

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、一人世帯の1箇月当たりの平均使用量は15 m<sup>3</sup>であり、これと比較すると使用量は少ないと認められる。

## ウ 水道使用量

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )	前年同期間	前年使用量(m <sup>3</sup> )
R2. 3-R2. 4	7	—	—
R2. 5-R2. 6	9	—	—
R2. 7-R2. 8	9	—	—
R2. 9-R2. 10	7	R1. 9-R1. 10	11
R2. 11-R2. 12	8	R1. 11-R1. 12	10
R3. 1	3	R2. 1-R2. 2	7

水道の使用量については、当選人が本市前住地に転居したと主張している令和2年10月上旬よりも前と後の使用状況の比較をしたところ、全ての期間で減少している。

東京都水道局の平成30年度生活用水実態調査によると、一人世帯の1箇月当たりの平均的水使用量は8.2 m<sup>3</sup>、2箇月当たりに換算すると16.4 m<sup>3</sup>であり、これと比較すると使用量は大幅に少ないと認められる。

- (10) 旧住所地における電気及びガスの使用状況は、個人情報のため契約業者から提供できない旨の回答があった。ただし、当選人が契約者であることは判明している。

水道の使用状況は、次のとおりである。契約者は当選人名義である。

## ア 水道使用量

使用期間	使用量(m <sup>3</sup> )	前年同期間	前年使用量(m <sup>3</sup> )
R2. 1. 17-R2. 3. 13	33	—	—
R2. 3. 14-R2. 5. 15	33	—	—
R2. 5. 16-R2. 7. 14	39	—	—
R2. 7. 15-R2. 9. 15	32	—	—
R2. 9. 16-R2. 11. 13	34	R1. 9. 18-R1. 11. 14	29
R2. 11. 14-R3. 1. 15	31	R1. 11. 15-R2. 1. 16	31

水道の使用量については、当選人が本市前住地に転居したと主張している令和2年10月上旬よりも前と後の使用状況の比較をしたところ、9月～11月では前年同期間比で5 m<sup>3</sup>メートル増えてはいるが、11月～1月は同じ量であり、調査対象とした期間については、おおむね横ばいといえる。

東京都水道局の平成 30 年度生活用水実態調査によると、3 人世帯の 1 箇月当たりの平均的水使用量は 20.7 m<sup>3</sup>、2 箇月当たりに換算すると 41.4 m<sup>3</sup> であり、これと比較すると転居前に 3 人で住んでいたのであるとすると転居前の使用量はやや少ないが不自然な点はない。

仮に当選人が転居していれば、転居後には 1 人分の使用量が減ってしかるべきであるがおおむね横ばいである点は不自然である。

- (11) 当選人は、令和 3 年 2 月 4 日付けで現住所地に転居しており、現在は本市前住地には住んでいない。
- (12) 居住届出者は、平成 31 年 3 月 4 日に別の住所から市内転居して本市前住地に住民登録してから、令和 3 年 2 月 5 日付で熊本県内に転出するまでの間、本市前住地に住民登録していた。
- (13) 居住届出者は、熊本県内に転出し、本市前住地には住んでいない。
- (14) 当選人の妻は、旧住所地に当選人の子とともに居住していると証言しており、当選人の証言と一致すること、また、戸田市内に住民登録をした事実が確認できないことから、現在も旧住所地に居住している。
- (15) 当選人は令和 3 年 1 月 23 日に、ツイッターにより、「俺が 4 ヶ月前に借りて住んでる戸田市の一軒家」として、写真を投稿しているが、本市前住地は一軒家などではなく、2 階建て共同住宅の 2 階の 1 部屋であり、事実と異なっている。投稿した理由として、当選人が歌手であることからファンが自宅へ押しかけることを防ぎたかったため、故意に自宅ではない場所を投稿したと証言している。なお、この家と考えられる家は戸田市内（戸田市本町）にあることを確認している。
- (16) 当選人及び当選人の妻は、旧住所地及び本市前住地において、表札を出した事実はないと証言している。また、中央区の郵便局への転居届を出してないとも証言している。本市前住地に現在住んでいないことから、実際に現地を確認することは今となってはできない。また、郵便局への転居届有無の照会結果は、守秘義務があるため回答できないというもので、いずれも裏付けはない。しかし、仙台高等裁判所の令和 2 年（行ケ）第 1 号判決にもあるように、表札がなく、また、郵便局に転居届を出していないことは、居住の実態がなかったことの根拠の一つとされており、証人が自ら行った証言を否定する要素はなく、表札と郵便局への転居届はいずれも出されていなかったものと認定する。

### 3 当選人と居住届出者が同居していたかどうかについて

当選人の居住の実態に関する判断をする前に、本委員会の検証結果を明らかにしておくべき事項が1点ある。

前項第2号により、当選人及び居住届出者は、少なくとも令和2年10月5日から令和3年2月4日までの間、本市前住地に共に住民票があったのであるから、その間同居していなければならない。

もし、同居の事実がないのであれば、住んでいない方が速やかに住所変更の届出をしなければならなかったことになる。

しかし、当選人、当選人の妻は、当選人及び居住届出者が同居していた事実はないと証言しており、また、居住届出者は、当選人に部屋の鍵を渡してからは、当選人がいつから本市前住地に住んでいたかはわからないと証言している。3人の証言の要旨及び調査で判明した事実を項目別に検討する。

ア 9月下旬に居住届出者が自分の部屋の鍵を当選人に渡したと、当選人及び居住届出者が証言しているが、物証はない。

この点については、当選人及び居住届出者の証言以外には裏付けるものはない。

また、本市前住地の物件の賃貸契約は、居住届出者の親族が賃貸契約者となっており、居住届出者が当選人に権利を譲渡することはできず、契約先である不動産会社Dにも大家にも何ら断りをしていないことから、当該居所に所有権、賃借権等の居住する正当な権利を何ら有していないものとする。

鍵を貸すということは賃貸物件の転貸に当たり、契約で禁止されている行為である。

なお、居住届出者は、賃貸契約者が自分ではなく親族のCであることについては証言で一切触れておらず、自らが賃貸契約者であると、事実と異なる証言をしており、居住届出者の証言の信ぴょう性には疑問が残る。

イ 誰か1人が本市前住地に住んでいたが、当選人及び当選人の妻は当選人が住んでいたと証言し、居住届出者は当選人がいつから住んでいたかはわからないと証言している。ただ、いずれも当選人が住んでいたことを証明

する物証が欠けている。

この点については、光熱水費の使用量から、大人2人が住んでいたとはいえないが、大人1人が住んでいたことを否定する要素はないので、何者かが1人で住んでいたと考えられる。

ただ、誰が住んでいたかについては、当選人及び当選人の妻の証言では当選人とされているが、居住届出者は当選人がいつから住んでいたかわからないと言っている。誰も住んでいないということはなかったとしても、別の人間が住んでいた可能性はある。調査結果から、居住届出者の親族が居住届出者を入居者として契約していたことが判明しており、また、電気、ガス及び水道の契約は居住届出者の名義になっていたことがわかっている。いずれも当選人名義の契約ではなかった。

本市前住地の周辺住民に聞き取り調査を行ったところ、調査に協力した5人はいずれも、令和2年10月から令和3年1月までの間に「当選人らしき者を見たことは1回もない」と話している。

当選人は「近く発売の週刊誌Xに（本市前住地での自分が写った）写真が掲載される」旨の証言をしているが、証言後に発売された当該誌にそのような記事や写真は確認されていない。

また、掲載されなかったにせよ、当選人に対し本市前住地での当選人を含む写真や映像があれば提出するよう文書で促したが、提出されなかった。

ウ 居住届出者は本市前住地ではないところで起居していたと当選人及び居住届出者自身が証言しているが、証明する物証がなく、また、本市前住地以外の場所の第三者の証言は得られていない。

この点については、居住届出者は「新宿歌舞伎町の当選人が関係する店で働き、その寮のようなところで主に起居したほか、戸田市内でもアルバイトをしており、時間的に新宿歌舞伎町に戻れないときは、戸田市内の友人宅に泊まっていた」旨の証言をしている。

そのほか「アルバイト代が貯まったときは、バイクでツーリングに数日間出かけていた」旨の証言をしている。

しかし、働いていたという新宿の店の名や寮の名称、戸田市内のアルバイ



ト先の名称などについて、公表はしないでほしいと言っており、また、泊まっていたという戸田市内の友人宅の当該友人の氏名について確認したところ、迷惑がかかることをおそれて証言は控えると言ったため、裏付けがとれない。

バイクのツーリングについても、フェリーに乗船し北海道へ渡ったなどの証言があったため、フェリーのチケット等があれば提出するよう文書で促したが、提出はなかったため、これを裏付けるものがない。

以上の点から、ウを裏付ける証拠はなく、また、居住届出者自身の証言には信ぴょう性に疑問が残るため、一定期間居住届出者が住んでいた可能性を否定できない。

エ 部屋の賃貸契約上の居住者、電気、ガス及び水道の名義は居住届出者のままであった。そのため、不動産会社、電気会社等へは居住届出者が支払いをしたが、その金額を当選人に請求し、補填を受けていた。当選人と居住届出者の間で契約書を取り交わしてはいないと当選人から証言があったにもかかわらず、後日、当選人自身から契約書が提示された。また、居住届出者が、途中からやり取りしなくなったと証言している領収書の写しが、後日、当選人の関係者から提出された。

この点については、不動産会社への調査結果では、誰の口座から引き落とされているかはわからないとされてはいるが、賃貸契約者は居住届出者の親族なので、居住届出者ではなく、賃貸契約者が支払っていた可能性もある。光熱水費は、契約は居住届出者名義であったので、居住届出者が支払いを行ったことは推定できる。

当選人が居住届出者に対して支払い金額の補填をしていたかについては「月々55,000円を直接渡しており、光熱水費分についても別に渡していた。弁護士に相談の上、居住届出者との間で記録をとっている。」と話していたことから、当選人及び居住届出者の間で交わした契約書、領収書等の提出を求めたところ、3月17日に契約書が提示された。この点について、居住届出者は、覚書のようなものをもらったと話していた。また、4月5日には領収書の写しが当選人の関係者から提出されている。

領収書の日付と、戸田市水道事業に支払った日付との比較は、次のとおり

である。

(ア) 上下水道料金領収日比較表

	水道事業の領収日	居住届出者の領収日
R2. 10・11	R3. 2. 4	R2. 12. 1
R2. 12・R3. 1	R3. 2. 4	R3. 1. 30
R3. 1	R3. 2. 4	R3. 2. 25

オ 名義を変えなかった理由は、当選人名義では契約を締結できないからと当選人自身が証言している。

この点については、旧住所地の賃貸契約者は当選人であることから考えると、疑義が残る。

以上ア～オを総合すると、居住届出者が住んでいたとする物証と、当選人及び当選人の妻の証言が相違していることになる。誰かが住んでいたことは調査結果からも推定できるが、実際にいつから誰が住んでいたかはわからない。

#### 4 当選人の住所に関する判断について

(1) 本件異議申出については、法第 10 条第 1 項第 5 号に規定する被選挙権の要件である法第 9 条第 2 項に規定する選挙権を取得するための要件としての「3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」かどうか、すなわち、令和 2 年 10 月 31 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間、引き続き市内に住所を有していたかどうかを判断する必要がある。

(2) 法第 9 条の住所とは、民法第 22 条の住所と同義であり、法第 10 条が市議会議員の立候補要件としてその選挙の選挙権を有していることとしている以上、公法関係、特に選挙関係においては、一定の場所との特別の結合関係の有無の事実に対して一定の法律的效果を与えるものであるから、客観的要素による居住の事実を証明できるか否かを基礎とし、加えてその事実を認定するに当たり本人の意思を判断の一要素にすべきものである。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して

判断すべきものではない。」(昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判所判決)とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」(平成 9 年 8 月 25 日最高裁判所判決)とされており、客観的要素を主として検討されなければならないものである。

(3)さらに、住所については、民法第 22 条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」(昭和 23 年 12 月 18 日最高裁判所判決)とされている。

本案件については、当選人の妻等が住んでいる旧住所地又は本市前住地のいずれかを判断すべきものといえる。

(4)以上の見地から、当選人の住所について判断する。

ア 本市前住地について検討する。

客観的要素として、本市前住地における不動産賃貸契約は賃貸契約者名義であり、電気、ガス及び水道の契約は、居住届出者名義となっており、当選人名義の契約は確認できないこと、また、旧住所地における不動産賃貸契約並びに電気、ガス及び水道の契約は、すべて当選人名義となっていることから、当選人は旧住所地を生活の本拠としていると捉えられるところである。

郵便局に転居届を出していない点も、前記認定を補強するものと考えられる。

ただし、表札については、令和 2 年 7 月 5 日執行の東京都知事選挙の時から、いたずら防止の意味で旧住所地において出していないとの当選人の妻の証言があり、旧住所地及び本市前住地のいずれも出していないことから、住所を判断する材料とは言い難い。

当選人は、市内コンビニエンスストアの防犯カメラの映像、時間貸駐

車場の防犯カメラの映像及びドキュメンタリー番組による本市前住地を取材されたときの映像などを提出できると証言していたため、提出を文書で促したが、提出はなかった。

移動については、運転手がいて、車で移動することが多い旨の当選人の証言があることから、高速道路電子料金収受システム(ETC)の記録で戸田に来ていたかどうか確認しようと記録の提出を求めたが、提出はなかった。

また、電車で移動することも考えられるので、Suica や PASMO など交通系 IC カードの乗車記録を証明するものの提出を求めたが、切符を利用していることを理由に提出はなかった。

車については、自分名義ではないが 2 台使用しているとの証言があり、住所確認のため車検証等の提示を求めたが、提示はなかった。

本市前住地周辺での日常的な買い物や食事の場所を確認するため、それを示す店舗の領収書の提出を求めたところ、コンビニエンスストア、ホームセンター等のレシートや、飲食店の領収書合計 48 件の提出があった。そのうち、21 枚が令和 3 年 1 月 24 日から 30 日までの選挙期間中のもので、9 枚が市内前住地への転居後間もない 10 月中のもので、11 月 1 日から 12 月 31 日までの 2 箇月間のものはわずか 9 枚しかなかった。

また、その 9 枚もガソリン、外食及び時間貸駐車場のもののみで、日常生活に必要と思われる買い物を行った形跡がみられなかった。

一方で、令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日まで、宿泊した場所を自己申告で提出させたところ、レシート等との間に特に矛盾点はなかった。

預金の引き落としのために利用した現金自動預払機(ATM)を使用した場所を確認するため、本人から預金通帳又はネットバンキングの利用履歴などの提出を求めたが、提出はなかった。

ネット通販の届け先などの居住実態につながる証拠の提出を求めたが、提出はなかった。

このように、客観的に生活の本拠を示すことができる証拠の類については提出(提示)が不十分又は提出(提示)そのものがなかった。

また、郵送物の到達状況については、戸田市保険年金課が令和 2 年 11 月 13 日に普通郵便で送付した国民健康保険税納税通知書兼変更通知書

が、「この郵便物は居住の確認のため、お伺いのハガキを投函し、一定期間保管致しましたが、ご返答が無い為、お返しします」との理由により、令和2年11月27日に返戻された。

さらに令和2年11月27日に普通郵便で再送した国民健康保険税納税通知書兼変更通知書についても、「あて所に尋ねあたりません」との理由により、令和2年12月1日に返戻された。

加えて、戸田市収納推進課が令和2年12月24日に普通郵便で送付した国民健康保険税督促状については、「あて所に尋ねあたりません」との理由により、令和3年1月4日に返戻された。

このため、令和3年1月14日付で地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達の手続を行ったところである。

一方、戸田市こども家庭課が令和2年11月20日及び令和2年12月28日に普通郵便で送付した児童手当の認定請求時の不足書類の督促状及び児童手当の認定通知書については返戻がなかった。

また、戸田市選挙管理委員会が令和3年1月18日に普通郵便で送付した戸田市議会議員一般選挙投票所入場券については、返戻がなかった。

このように、令和2年11月から令和3年1月にかけて市役所から送付した郵便物5件のうち2件分については返戻がなかったものの、3件分については届けることができず返戻され公示送達の手続を取らざるを得なかった。

仮に生活の本拠があるならば、社会通念上、税金の納付関係書類が公示送達になることは通常考えられず、このことは直近3箇月間の居住実態がなかったことを裏付ける証拠とみることができる。

さらに、東京都中央区保険年金課が送付した郵便物1通が、令和2年11月末頃に返戻されていることが同課への照会でわかった。

光熱水費の使用量については、本市前住地に大人が1人生活していたと考えられる状況であるが、誰が住んでいたかについては、当選人及び当選人の妻の証言以外には客観的に証明できる物証が何もない。

当選人以外の何者かが住んでいた可能性も否定できない。契約上の居住の権利を有する居住届出者が1人で住んでいた可能性も否定できない。

当選人は、令和3年2月25日に「基本、自分が留守でいないときはなるべく東京から後輩たちを呼んで 留守番させてる」とツイッター投

稿しており、普段から留守中知人に留守番をさせている様子が見える。

イ 旧住所地について検討する。

旧住所地の賃貸契約及び光熱水費の契約については当選人名義となっており、客観的に当選人が居住している証左となっている。

当選人の申述によると、旧住所地には妻と子1人が住んでおり、旧住所地へは子の行事があるときや都内に用事があるときは旧住所地に立ち寄ることがあったとしている。また、近所に住む妹が同居状態で子の世話などを行っているということである。

当選人の妻の申述によると、当選人が家族と一緒に過ごすことは少なく、本市前住地への転入は単身赴任と捉えており、転居後は旧住所地に寝泊まりしたことはないとしている。

水道使用量については、期間中目立った変化は認められなかったが、転居前に3人で住んでいたのであるとすると転居前の使用量はやや少ないが不自然な点はない。

仮に当選人が転居していれば、転居後には1人分の使用量が減ってしめるべきであるがおおむね横ばいである点は不自然である。

当選人の代わりに妹が子の世話のため通っており同居のような生活をしているとの聴取結果はあるが、目的が子の世話のための一時的な滞在としてとらえると、光熱水の使用量に大人1人分の影響を与えることは考えにくい。

旧住所地での家計の支出金額については、家計簿をつけていないとの当選人の妻の証言があり、分析できる材料がなかった。

以上のことから、当選人が旧住所地に生活の本拠を置いていたことは確実な物証はないものの、蓋然性が高いととらえることができる。

ウ 主観的要素について検討する。

住民登録及びこれに連動する国民健康保険、国民年金及び児童手当の住所異動手続を行っている点は、本市前住地に転居する意思があったといえる。

一方、運転免許証、パスポート、クレジットカード等の住所変更につ

いては実施した証拠が提示されず、また、郵便局への転居届を出していないことも含め、継続的に生活の本拠を移そうとする確固たる意思を確認することはできなかった。

また、当選人自ら提示した交通反則通告書に記載の住所は誤っており、「戸田市上戸田」とすべきところ「戸田市戸田」となっている)これは、免許証不携帯のため、当選人の申し立てた住所を記載したものであることによるものと考えられる。また、本来当該通告書には、枠の外側に警察官が本部に確認した免許証の住所を記入する欄がなければならないが、当選人が提示したものにはその部分が欠けていた。当選人が提示前にあえて切り取ったものと考えられる。

さらに、令和3年1月19日付けで東京都選挙管理委員会を通じて総務省に提出した政治団体設立届に記載された代表者名及び会計責任者の職務代行者（いずれも当選人）の住所が中央区・・・になっている。

このように、主観的に当選人が本市前住地を住所としたことを裏付けるものは、住民票及びこれに連動する手続に限られている。

また、当選人の証言によれば、当選人は、令和2年9月で物件を引き払おうとしていた居住届出者に対し、令和3年1月31日まで契約を延長してもらうように頼み込み、物件所有者や不動産会社に無断で鍵の引き渡しを受けていたことになる。仮に、本市前住地が一時的に滞在場所としていた期間があったことが証明できたとしても、その物件の明け渡し期限であり選挙期日でもある令和3年1月31日までに確実に明け渡すことを前提で、正当な居住の権利が全く無いにも関わらず物件所有者や不動産会社に無断で滞在していたのであるとすれば、それは継続的な居住の意思があったとは考えにくく、当選するかどうか不確実な選挙の選挙運動期間中に限っての単なる一時的な居所にとどまるといわざるを得ず、旧住所地から生活の本拠を移したとまでは到底言えないものと判断する。

エ したがって、当選人が、本市前住地に住民登録があった令和2年10月5日から令和3年2月4日までの間、本市前住地に確実に住んでいた客観的証拠があるとはいえず、逆に旧住所地の契約状況は、当選人が旧住所地に居住していることを示している。また、水道の使用量からすると、

引き続き旧住所を生活の本拠としていた蓋然性が高い。さらには主観的には東京都に住んでいると認識していたことは明らかである。

以上により、当選人及び当選人の妻の証言と、住民登録及びこれに連動する手続以外には、当選人が本市前住地に住んでいたことを裏付ける証拠はなく、実際には居住の実態がなかったものと認められ、本件選挙の被選挙人たる資格を有しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるので、当選人の当選は無効であるというべきである。よって、主文のとおり決定する。

令和3年4月9日

戸田市選挙管理委員会  
委員長 駒崎恭子  
委員 萩原平壽  
委員 奥田 實  
委員 奥墨健司

教示

この決定に不服のある者（選挙人又は候補者）は、公職選挙法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。